

小田原市内に転入された方へ (保健事業のご案内)

住民票の転入手続きに伴い、必要となる手続きがあります。忘れずにお手続きください。
また、かかりつけ医や急病の時等、医療機関のご案内は、「健康カレンダー」12ページをご覧ください。

妊娠中のかた

すでに母子健康手帳の交付を受けたかたは、お持ちの母子健康手帳を引き続きご使用いただけます。ただし、転入前の市区町村の妊婦・産婦健康診査費用補助券は、小田原市に転入後は使用できませんので、小田原市の妊婦・産婦健康診査費用補助券を交付します。交付は予約制となりますので、「子ども若者教育支援センターはーもにーい」(☎0465-46-6125)までご連絡ください。

お子さんがお生まれになったら、出生届とともに子ども若者支援課へ出生連絡票を提出してください。転入前の市区町村の出生連絡票をお持ちの場合は、お持ちの出生連絡票をご提出ください。

■ 関連ページ：「健康カレンダー」2ページ

子どもの健診

小田原市では、4か月児健診、8～9か月児健診、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診を実施しています。(1か月児の健診は、市からの費用助成はありません)

4か月児健診、8～9か月児健診は、お子さんが生後2か月のころに必要書類を郵送しています。また、それ以外の健診は、対象月の前月に対象者へ通知をお送りしています。

「健康カレンダー」3ページで対象月をご確認いただき、転入前の市区町村で受診していない場合は、子ども若者支援課へご連絡ください。

転入前の市区町村で受診済の場合は、受診状況を子ども若者支援課までお知らせください。

■ 関連ページ：「健康カレンダー」3ページ

子どもの予防接種

「健康カレンダー」4ページにある子どもの予防接種は、対象年齢内であれば市の費用負担(無料)で接種を受けられます。小田原市では、予防票は取扱医療機関にありますので、取扱医療機関(「健康カレンダー」10～11ページ)に直接予約の有無等をお問い合わせのうえ、母子健康手帳と住所確認ができるものをお持ちいただければ、接種を受けることができます。

また、小田原市外の医療機関で接種希望の場合は、子ども若者支援課へお問い合わせください。

■ 関連ページ：「健康カレンダー」4ページ

成人の予防接種

小田原市では、「健康カレンダー」9ページのとおり成人の予防接種事業を実施しています。

肺炎球菌ワクチン定期予防接種と带状疱疹ワクチン定期接種の対象者には接種券をお送りします。インフルエンザ定期予防接種と新型コロナウイルス感染症定期予防接種には接種券はありません。予防票は取扱医療機関にありますので、医療機関に直接予約の有無等をお問い合わせの上、お出かけください。接種期間や対象者、持ち物、負担金額などについては広報等でご案内します。

■ 関連ページ：「健康カレンダー」9ページ

成人の健診・がん検診

「健康カレンダー」6～7ページにある健診(検診)は、5月末に対象者へ受診券を送付しています。対象となるかたで、転入前の市区町村で受診されていないかたに、受診券を発行しますので、健康づくり課へご連絡ください。

■ 関連ページ：「健康カレンダー」6～7ページ

お問い合わせ

小田原市健康づくり課(保健センター)

保健医療係(予防接種) ☎47-0828

成人保健係 ☎47-4723

成人保健係(検診・がん検診) ☎47-4724

小田原市子ども若者支援課

子ども健康係(妊娠中のかた・子どもの健診)

☎46-7025

子ども若者相談係(予防接種) ☎46-7037